

神奈川県と取引のある業者の皆様へ

神奈川県では、不適正な経理処理の再発防止策を実施しております。
実施に当たりまして、業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

1 業者通報ホットラインについて

県の職員から不適正経理への関与を働きかけられた場合、下記の窓口へご通報いただくことにより、働きかけを行った県機関に対し、会計局が抜き打ちで特別会計事務検査を実施します。

(1) 職員の働きかけに対する県への通報専用窓口（業者通報ホットライン）

| | |
|--------------|--|
| 電話番号 | 045-681-5015 ※受付日時は開庁日の9時から17時15分まで（12時から13時の間を除く） |
| 通報専用ホームページ | http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/faq/p300363.html （携帯電話からも利用できる専用の通報フォームがあります。） |
| 通報できる方 | 職員から不適正経理への関与を働きかけられた方、またはその方が勤務する企業等の役員若しくは従業員。 |
| 通報の対象となる経理処理 | 神奈川県が締結した、または締結しようとする契約における、預け金（※）、差し替え（※）等の神奈川県が損害を被るおそれのある経理処理。 |

(2) 県に通報することなく不適正経理に関与した業者への指名停止措置等

| | 県の入札参加資格者名簿登載者 | 左以外で県と取引のある業者 |
|--------------|----------------------------|---------------|
| 対象となる県の不適正経理 | 「預け金（※）」と「差し替え（※）」を原則とします。 | |
| 措置の内容 | 指名停止措置 | 契約排除措置 |

指名停止等の措置は、県職員による不適正経理の未然防止を目的として行うことにしたもので、自ら通報していただいたことにより未然に防止できた場合には、指名停止措置等は行いません。関与してしまう前に、是非通報をお願いします。

※預け金：架空発注により支払いを行い、当該支払金を業者に預け金として保有させ、後日、これを利用して契約した内容とは異なるものを納入させるもの。

※差し替え：物品を購入するため、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるもの。

(3) 特別会計事務検査実施体制について

ア 業者の皆様から通報があった場合には、その都度、会計局指導課長と会計局職員で構成する「特別会計事務検査チーム」を編成し、通報で指摘された県機関に対し、抜き打ちで検査を実施します。

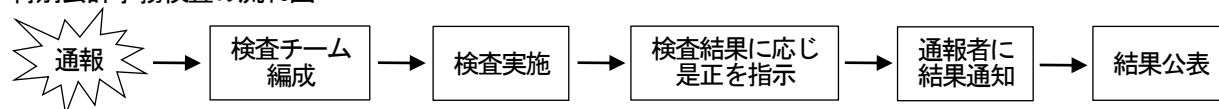
イ 検査の結果、不適正経理の事実が判明した場合には、速やかに是正させます。

ウ 検査の結果は、通報者に通知します。（匿名の通報は、除きます。）

エ 特別会計事務検査の結果については、一件毎に、県のホームページで公表します。

（公表にあたり、商号等契約者の秘密に属する事項は、慎重に扱います。）

特別会計事務検査の流れ図



2 請求書の発行年月日の記載徹底について

県機関にご提出いただく請求書につきましては、必ず請求書を発行（提出）する日付をご記載いただくよう、お願いしているところですが、コンピューターシステムで印字する請求書については、発行（提出）する日付を併せて印字のうえ、ご提出いただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ先

（会計局は共通です）

| | | |
|----------------------------|----------------|--------------|
| 業者通報ホットライン及び特別会計事務検査に関すること | 指導課 検査グループ | 045-210-6742 |
| 指名停止措置等に関すること | 調達課 資格審査グループ | 045-210-6721 |
| 請求書の発行年月日の記載徹底に関すること | 指導課 財務指導第二グループ | 045-210-6738 |